

滋賀県市町村職員研修センター職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 14 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。